

島労発基1201第2号
令和5年12月1日

関係者各位

島根労働局長



「STOP!転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、島根県内の休業4日以上労働災害は新型コロナウイルス感染症り患を除くと、転倒災害が最も多く、その多くは、例年12月から翌年2月にかけて、積雪・凍結等に起因して多発しています。

転倒災害は、その半数以上が骨折等で1か月以上休業される等重篤な負傷につながります。

このため、島根労働局では、冬期における積雪・凍結等に起因した転倒災害の減少を図るために、令和5年12月15日から令和6年2月29日までを取組期間として、標記キャンペーンを実施することといたしました。

つきましては、同封の「STOP!転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」リーフレット及びポケットカードを関係機関及び傘下の会員事業場等に配布いただき、本キャンペーンの周知にご配慮くださいますよう、よろしく願いいたします。

【添付資料】

- 「STOP!転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」リーフレット
- 「STOP!転倒 しまね冬のゼロ災キャンペーン」ポケットカード

◇◇添付資料は、島根労働局ホームページ内にも掲載しています。

(URL: <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/stoptentou.html>)